

広島県告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

福山市加茂町字粟根字深山口五二三の二、五三四、五四一、七一三七、七一九三、七一四一、七一四二、七一一五六の一、七一五八、七一六三の一、字井手ノ上七一一七四の一、七一七六、七一七八、七一八二、字西光寺七一一五の一、字坊寺七二二六、字木阪七一一九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）